

過誤納金の受領に関する委任状（自動車税用）

平成 年 月 日

大阪府大阪自動車税事務所長 様

【委任者（納税義務者）】

住所又は所在地	(〒)		
氏名又は称	法人の場合は代表者名を併記し、代表者印を押印してください。	電話番号	



次のとおり、過誤納金の受領に関する一切の権限を委任します。なお、提出後1年を経過しても下記記載の過誤納金が発生しない場合、本件委任を解除します。

【受任者（過誤納金の受領者）】

住所又は所在地	(〒)		
氏名又は称	法人の場合は代表者名を併記してください。	電話番号	

【過誤納金の内容】

税目	自動車税	税金の年度	平成	年度
自動車登録番号	大阪・泉・大和泉・なにわ・堺			
過誤納金発生理由【いずれかに】	・重複（超過）納付 ・廃車 ・その他	過誤納金日	平成	年 月 日

注意

記載漏れ、記載誤り又は添付書類不足などの場合には返送させていただくことがあります。太枠内は必ず記載し内容をよくご確認のうえ提出してください。発行日から3ヶ月以内の委任者の印鑑証明書（実印又は代表者印を押印している場合。写しでも可）又は領収証書（写しでも可）を添付してください。廃車の場合は登録の日から2週間以内、重複（超過）納付の場合は納付日から7日以内に提出してください。提出が遅れると委任者（納税義務者）に還付されることがあります。

事項

委任状を提出した場合でも、委任者に未納の徴収金があるときは、地方税法の規定により当該未納の徴収金に充当されるため受任者に還付されないことがあります。

提出後1年を経過しても上記記載の過誤納金が発生しない場合は、本件委任状は無効なものとして取り扱います。